

# 浄化槽を安心して 使用するために…

法定検査を  
受けましょう

子供たちの未来のために健康で美しい水環境を…



*Let's preserve the  
beautiful rivers and sea.*



北海道知事指定検査機関  
社団法人北海道浄化槽協会

〒062-0935 札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号  
TEL 011-823-4750 (検査課) FAX 011-823-4757  
[URL] <http://www.hjk.or.jp/> [E-mail] [mail@hjk.or.jp](mailto:mail@hjk.or.jp)



# 浄化槽管理者の3つの義務



浄化槽管理者(設置者)には、保守点検・清掃・法定検査の3つの義務が定められています。

## その1 保守点検……………保守点検とは、浄化槽の健康管理です。

浄化槽は微生物の働きによって汚水処理する施設ですから、まさに「生き物」です。微生物が活躍しやすい状況を常に保つ必要があります。特に微生物に酸素を供給するブローなどは休みなく連続運転されていますから、定期的な点検が必要となります。また、消毒薬等の消耗品は定期的に補給、交換が必要です。

さらに、各装置の点検を行うことにより、浄化槽の清掃を行うべき時期を判断することも保守点検の大切な役割です。このように保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つ上で極めて重要です。

保守点検は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。北海道知事または政令市(札幌市・小樽市・函館市・旭川市)においては市長に登録している専門業者に委託してください。

## その2 清 掃……………清掃とは、浄化槽に発生した汚泥などの引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄、掃除などの作業を言います。

スカムや汚泥が過度に蓄積されると、浄化槽の機能に支障をきたし、十分な処理がなされなかったり、悪臭の発生する原因となったりします。このようなことにならないために、スカムや汚泥を槽外へ引き抜き、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となります。清掃とは、このような作業のことを言いますが、浄化槽を適切に維持管理していく上で、とても重要な作業です。清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければなりません。市町村長の許可を受けている専門業者に委託してください。

## その3 法定検査……………法定検査とは、浄化槽の健康診断です。

浄化槽の状態が正常でないと、公共用水域の汚染を引き起こす場合があります。

このため、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常に機能しているかどうかを確認するため、知事の指定する検査機関(指定検査機関)の検査を受けることが義務付けられています。

### 第7条検査(設置後等の水質検査)

新たに設置された浄化槽については、浄化槽法第7条の規定により、その使用開始から3ヶ月(機能が安定するのに必要な時間)を経過した後5ヶ月以内に、指定検査機関による検査を受けなければなりません。これは浄化槽が適正に設置されているか、また機能を十分に発揮しているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的としています。

### 第11条検査(定期検査)

浄化槽法第11条の規定により、全ての浄化槽は、毎年1回、指定検査機関による検査を受けなければなりません。

これは浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば早期にそれを是正することを目的としています。

### 検査手数料

| 浄化槽処理<br>対象人員 | 浄化槽法第7条の規定による検査     |                    | 浄化槽法第11条の規定による検査 |                    |
|---------------|---------------------|--------------------|------------------|--------------------|
|               | 合併                  | 単独                 | 単独               | 合併                 |
| 5人～20人        | 13,000 <sup>円</sup> | 6,000 <sup>円</sup> |                  | 8,000 <sup>円</sup> |
| 21人～50人       | 17,000              | 10,000             |                  | 12,000             |
| 51人～100人      | 20,000              | 12,000             |                  | 13,000             |
| 101人～300人     | 30,000              |                    | 20,000           |                    |
| 301人～500人     | 40,000              |                    | 30,000           |                    |
| 501人～         | 50,000              |                    | 42,000           |                    |



# 浄化槽との上手な付き合い方



## 便器の清掃には、強い酸やアルカリの洗剤を使わないでください

強い酸やアルカリが入ると、浄化槽の中で働く微生物が死んだり弱ったりして、せっかくの機能が台無しになることがあります。



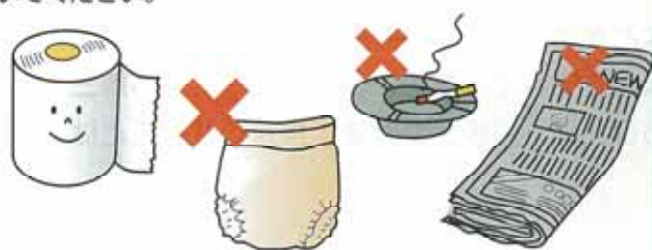
## 台所から油分などは流さないでください

台所から天ぷら油や野菜のくずなどは、流さないでください。鍋や皿の油污れは紙で拭いてから洗うと、浄化槽にとってより効果的です。



## トイレットペーパーをお使いください

水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品などは、詰まり防止のため絶対に流さないでください。



## 電源は絶対に切らないでください

ブロワーは空気を送り込む重要な役目をしています。これが止まると、槽内の微生物が死んでしまうため汚水が浄化されず悪臭を放ちますので、電源は絶対に切らないでください。



## カビ落とし剤・漂白剤の使用は控えめにしてください

カビ落とし剤・漂白剤は強力です、使い方によっては微生物を殺してしまうことがあります。適度を使って、使用後は十分に水を流しておくようにしましょう。



## 浄化槽の上に物を置かないでください

いつでも、すぐに点検や清掃ができるようにしておきましょう。



## マンホール周辺での注意

マンホールのフタがずれていたり開いていることのないようにきちんと閉めてください。鍵のかかるマンホールは必ず鍵をかけてください。特に小さいお子さんには、マンホール上や送風機付近では絶対遊ばせないように注意してください。



## ディスポーザーの使用について

北海道では一般の浄化槽でのディスポーザーの使用は、認められておりません。

※大臣認定を受けたディスポーザー対応型の浄化槽であれば、使用は可能です。





## 法定検査についての



Q

業者に依頼して定期的な検査や保守点検、清掃を行っていますが、なぜ法定検査が必要なのですか。

A

浄化槽をより良い状態に維持していただくために、法律で「保守点検」や「清掃」のほか、これらが適正に行われ、**浄化槽が正常な性能を発揮**しているかを知事の指定する**検査機関で「検査」**することが定められています。（このパンフレットに「浄化槽管理者の3つの義務」として記載しています。）なお、検査を受けない場合には、浄化槽行政を所管している北海道知事又は市長村長から浄化槽の管理者の方に**指導や命令等**が行われる場合があります。

Q

浄化槽の「保守点検業者」に「法定検査」をしてもらうことはできませんか。

A

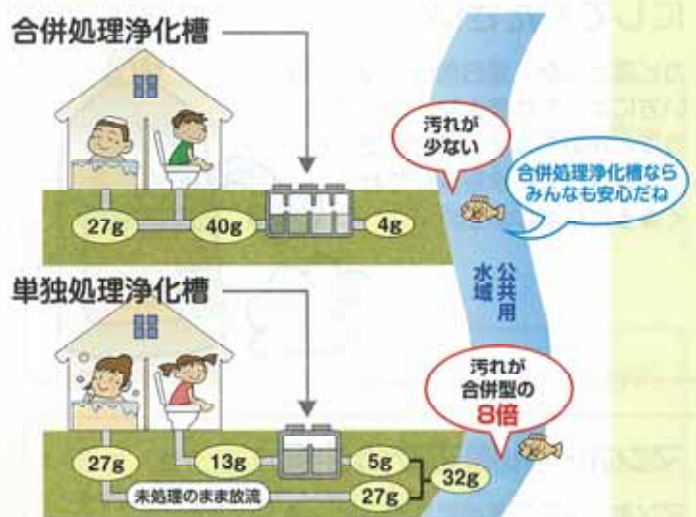
法定検査の目的は、浄化槽の保守点検などが適正に行われていることや水質の保全が図られていることを確認するための検査です。このため、**公正な立場にある第三者機関**が法律に基づき検査する必要性があり、保守点検業者が法定検査をすることは認められていません。

Q

浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽があると聞いていますが、違いは何ですか。

A

浄化槽は汚水をきれいにする装置ですが、このうち、「単独処理浄化槽」は「し尿」だけ进行处理するため、台所や浴槽などの家庭排水は未処理のまま河川に流れてしまい、水質汚濁の原因にもなります。このため、法律改正で平成13年4月から新設が禁止され、現在使用されているものについても、「し尿」のほか「家庭排水」も一緒に処理できる**「合併処理浄化槽」への切り替え**が求められています。



(注) 数値は1人が1日に出す汚れの量をグラムで表したものです。

## 浄化槽の補助制度について

浄化槽の切り替えや新設される場合には、補助制度を設けている市町村もありますので、詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせください。